

■令和2年度第3回（第303回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和2年10月26日（月）午後2時30分～午後3時20分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、阪口副市長、水道事業管理者、教育長
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、総合政策監、市民局長

【議 題】 犯罪被害者等への支援策と支援体制について

< 提 案 説 明 >

- 犯罪被害者等への支援策と支援体制について、市民局から次のような説明があった。
- ・ 令和3年2月定例会において、「さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）」の議案提出を予定しており、当該条例に基づく犯罪被害者等への支援策と支援体制について、審議をいただくものである。
 - ・ 犯罪被害に遭われた方々は、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、犯罪被害による精神的ショックや身体の不調などの様々な問題に直面し、従来どおり働くことが困難となり、経済的な困窮や日常の家事や育児などが困難となる方が多くいる。
 - ・ また、相談場所がすぐにわからないことや、様々な窓口で何度も同じ説明を繰り返さなければならないこともあり、犯罪被害者等にとって大きな負担が生じ、経済的にも精神的にも非常に厳しい状況に置かれることになる。
 - ・ 国では、犯罪被害者等への支援を目的として、「犯罪被害者等基本法」及び「犯罪被害者等基本計画」を策定し、同法では地域の状況に応じた犯罪被害者等の支援に係る施策の策定と実施を、地方公共団体の責務と規定している。
 - ・ これに基づき、本市では、平成30年4月に犯罪被害者等への支援を目的とした「さいたま市犯罪被害者等支援要綱」を策定するとともに、総合的に犯罪被害者等への支援に対応していくための「総合的対応窓口」を市民生活安全課内に設置したところである。
 - ・ 現状の総合的対応窓口の支援内容として、犯罪被害者等の支援に係る広報啓発や、相談の実施、情報提供などを実施しているが、具体的な支援策がないことや、専用の相談室がなく、専門の相談員がいないことなど、支援策や相談環境において課題が生じている。
 - ・ これらの状況を踏まえて、犯罪被害者等への支援に特化した条例の制定及びそれに伴う支援策と支援体制の整備が必要と判断し、本年5月に「さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）制定懇話会」を設置し、条例制定に向け、有識者の方々から、専門的な見地からの御意見をいただきながら進めてきたところである。

- ・ 犯罪被害者等への支援策の内容については、相談員による相談及び情報の提供、犯罪被害に精通した弁護士による無料相談の実施などに加え、見舞金として、遺族見舞金、重傷病見舞金、性犯罪被害見舞金の3種類、日常生活の支援として、精神医療等費、転居費、一時避難費、家事援助費、一時保育費の5種類を予定している。
- ・ これら支援金等の種類については、先行他市の状況や、懇話会における意見などを参考に、経済的負担軽減となる見舞金に加え、犯罪被害に遭った直後に必要となる支援を設定したところである。
- ・ 犯罪被害者等への支援体制については、市民生活安全課が、引き続き総合的対応窓口となり、そのうえで専用の相談室を課内に新たに設置すること、また相談員として、同課に社会福祉士資格等を有する女性職員を配置することを想定しており、現在、関係所管と調整をしているところである。
- ・ 犯罪被害者等の相談事案は複雑多岐に亘り、犯罪被害者が抱える問題の長期化や、副次的な問題が発生するリスクが高いことから、一定の専門性を有する職員による迅速かつ切れ目のない支援を実施していくことが必要であることを重視し、窓口を一元化することとする。
- ・ また、犯罪被害者等の支援における庁内の関係所管による連携について、関係所管の職員に対して埼玉犯罪被害者援助センターの協力を得て、窓口対応等に関する職員研修の実施や、窓口対応マニュアル等を作成するとともに、犯罪被害者等の支援及び支援終了後に活用可能な既存事業、制度などについて整理することで、よりスムーズな連携のための環境整備を行っていく。
- ・ 個々のニーズに応じた各種支援策を実施することで、被害者等の権利利益の保護や、被害の軽減・早期回復を図るとともに、総合的対応窓口に女性相談員を配置し、専用相談室を新設することで、迅速かつ切れ目のない支援の実施を目指していく。

< 意見等 >

- ・ 支援金の金額は、他市と比較してどうか。
- 他市の状況を勘案し、本市の犯罪認知件数などを踏まえて設定している。
- ・ 条例における犯罪被害者等の定義は。
- 犯罪被害者等基本法における定義と同様で、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により、害を被った者及びその家族または遺族をいう。
- ・ 事件化されない場合などは、この条例に基づく支援対象に含まれるのか。
- 支援金については、給付要件を規定し、対象を限定する予定である。支援金の対象でない場合でも、相談対応の対象として条例の定義のとおり幅広く捉えるため、事件化されない場合などにおいても、庁内外の連携により他の法制度による支援や必要な支援機関につなぐ。
- ・ 条例制定後は、年間で何件程度の相談件数を見込んでいるか。
- 埼玉犯罪被害者援助センターにおける、さいたま市在住と思われる方の今年の相談件数は約270件であり、条例を制定することで、それ以上の相談件数になると見込んでいる。

- ・ 区役所ではなく、本庁に窓口を設置するメリットは。
- 業務上の性質からも、各区に相談員を配置するのではなく、まずは本庁に相談窓口を一元化する。今後の相談件数などから犯罪被害者等の支援ニーズに応じて、区役所などへの窓口の設置について検討していく。

< 結 果 >

市民局発議の「さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）」に基づく犯罪被害者等への支援策と支援体制については、原案のとおり了承とする。

なお、犯罪被害者等支援にかかる庁内外の関係機関と相互に連携し、支援の強化を図っていくこと。

< 会 議 資 料 >

犯罪被害者等への支援策と支援体制について